

報 告 第 6 号

平成29年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
平成29年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星 野 光 弘

平成29年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
資本的支出	建設改良費	公共下水道 建設事業	341,215,804	289,753,467	23,664,368	22,700,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
国庫補助金	受益者負担金	損益勘定 留保資金			
0	900,000	64,368	27,797,969	0	<p>(1)柳瀬第9汚水管渠築造工事 (第2工区) 本工区は私道所有者の承諾を得て実施する必要があったこと、また、ポンプ設備の製作納入に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (4月27日までの43日間の延長)</p> <p>(2)新河岸第12-2-1汚水管渠更新工事 (第1工区) 本工区更新管路箇所は農地に面した唯一の車両出入口であるため、天候不良による作付・収穫の取り合いから不稼働日に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (4月20日までの31日間の延長)</p> <p>(3)別所雨水幹線築造工事(第3工区)に伴う付帯工事(その2) 本体工事である別所雨水幹線築造工事(第3工区)が天候不良により不測の日数を要したことに伴う繰越 (4月25日まで)</p>